

会 議 録

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 会議の名称         | 総務常任委員会  |
| 2 日 時           | 令和 4年 6月 9日 (木)<br>午前 9時30分 開会<br>午前 10時10分 閉会 |
| 3 場 所           | 全員協議会室   |
| 4 出 席 者<br>(7人) | 長嶋 一樹 今野 康敏 越水 崇史                              |
|                 | 橋田 夏枝 小沼 富夫 大山 学                               |
|                 | 八島 満雄  |
| 5 欠 席 者         | なし   |
| 6 説 明 員         | なし   |
|                 |  |
|                 |  |
|                 |  |
|                 |  |
|                 |  |
|                 |  |
|                 |  |
| 7 傍 聴 者         | 2人   |
| 8 事 務 局         | 次長 主査  |
| 9 会議のてんまつ       | 別紙のとおり   |

議 題 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出する  
ことを求める陳情  
結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。  
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

初めに「陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大中学議員】 それでは、陳情第5号についての意見を述べます。同様の趣旨の陳情は、令和3年6月にも提出されており、不採択となっております。そのときの意見と同様にはなりますが、不採択の立場で意見を述べます。

陳情の趣旨及び理由において、子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、地域活性化対策、脱炭素社会を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策など、増大する行政需要に対応した財政確保の重要性を鑑み、国に地方財政の確立を求めています。

地方分権の推進や雇用の創出、少子高齢化社会への対応、防災、減災への取組など、基礎自治体の果たす役割は、今後ますます重要になってきます。さらに、新型コロナ対策、コロナにより疲弊した地方財政の立て直しなど、行政の役割は、さらに高まっています。地方自治体は、これまで財政の健全化とともに自主財源確保を図り、事務の効率化に取り組んできました。その中で、本陳情の趣旨である地方財政の確立は喫緊の課題であることは十分に理解するところであります。しかし、財源の均衡化、地方自治体の運営、独立性の保障を重視するとともに、事務事業再配分に対応した財源移譲において、財源均衡化、財源保障の視点もまた求められます。財源再配分を考えるときに、財源移譲と財政調整を考慮すると、結局分権化、地方財政構造改革の基本に戻って考える必要があります。

国において雇用対策、経済支援について、個人、中小企業に対して助成、補助金などの支援を行っております。さらに、コロナにより生活が厳しくなった家庭において、給付金等の支援策も令和4年度において、引き続き実施しているところであります。本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれ地方公共団体が、住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的不均衡により、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できておりません。そこで、本来地方の税収とすべき財源を国が代わって徴収し、財力の弱い地方公共団体に対し地方交付税として再配分しております。地方交付税交付金等は、国の

政策的経費の中で2番目に大きい15.9兆円となっております。近年ではおおむね16兆前後で推移しています。本陳情趣旨にある財源確保については、国としても十分に対応しており、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」に対する意見を、採択の立場で述べさせていただきます。

コロナ感染症対策に追われて久しいですけれども、今やウィズコロナ時代と言ってよいのでしょうか。日本全体としても経済を回さなければいけない状況になっています。地方も安定的、計画的な財政運営を行っていくために、地方交付税に頼っている現状ですから、地方一般財源の総額を確保していただいて、財政需要に対して国からの確実な支援は必要です。本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響により法人税が大幅減でありました。市長も事業をゼロベースで検討したり、執行部の皆様も非常に御苦労なさって予算を組まれていました。総務省が一般財源の確保を十分にしていただけないと、結果として、次年度は財源が少なくなったから交付税を減らしますとか、赤字地方債に代替しますのような状況になって、本市への配分が減りますと安定感を欠く状況となってしまいます。陳情のとおり、増え続けている行政需要を勘案して、交付に向けて財源確保していただくことには賛成です。

2つ目、子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会、社会保障ニーズに対応できる制度も必要だと思いますし、人材を確保して育成するためには財源も必要になってきます。何より育成には時間もかかりますので、多くの財源も必要になると思います。

3つ目の交付税の法定税率の引上げを行うこと、これに関しては、市民の皆さんが支払った所得税、法人税、消費税、酒税、たばこ税などのうち、交付税原資の割合を増やして、交付税特別会計に引き当てる割合を増やすということなので、さらに伊勢原市民に負担を要求するものでありませんし、所得税、消費税を対象に地方税への税源移譲に関しても、国と地方の取り分と言うと乱暴ですけれども、特段市民に負担を課すものではないと思いますので、同感です。

コロナウイルス感染症対策の一層の強化に関しても、これからはコロナとの戦いが続く中で、積極的な支援があるとありがたいとも感じます。制度の改正があって、会計年度任用職員制度が始まった頃、令和2年度、期末手当の支給などに係る経費について、一般行政経費として、総務省で1690億円予算計上されていたようです。財政が厳しい地方自治体としては、いつまでも十分に措置してほしいと言いたくなりますけれども、国の財源も厳しい中、できる限りの配慮はお願いしたいものです。自治体によって税の偏りがあります。地方の自治体事務の継続を脅かすことがないように、安定的に交付税が交付されるよう、財政調整機能の強化は、都市部と地方の財源確保力の差を埋めるものとしてよいと考えます。

以上、採択の立場で意見を述べさせていただきました。

○委員【橋田夏枝議員】 「陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

約2年半に及ぶ新型コロナウイルス感染症による甚大な影響が、地方経済のあらゆる分野に長期間にわたって及んでおり、経済の活性化に向け、アフターコロナ時代を生き抜かなければなりません。先日発表されました、昨年の合計特殊出生率は、過去4番目に低い1.3であり、6年連続で低下いたしました。出生率も過去最少であり、出生数をコロナ前の水準に回復させた欧米と比べても、見劣りした結果となりました。このままではさらに少子高齢化は加速し、人口減少に歯止めがかからず、現在の子育て支援が空回りしている状態と言えます。

本市においても出生数、出生率ともに減少傾向が続き、人口も自然減によって、近く10万人を切るが見込まれております。よって、地域社会の実情に応じた社会保障ニーズに対応できる制度と人材の一層の充実、財源措置が急務になっております。近年多発する自然災害に対する防災・減災対策や、脱炭素化をはじめとした環境対策は、地方から具体的に取り組む必要があります。また、働き方改革の一環として、会計年度任用職員が導入され、数年が経過しましたが、正規職員との差は縮まってはいるものの、依然として課題は残されたままです。会計年度任用職員たちが働きやすいよう、さらなる処遇改善を図る必要があります。

このように、地方における様々な施策に対応するためには安定した財源が必要なため、項目3にあります、地方交付税の法定税率の見直しを図り、地方財政を充実させる必要があります。つまり、現在の法定税率、所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税19.5%の税率配分を見直して、地方に、より多く配分するよう改めるべきです。各自治体によって抱える課題、問題は異なるため、実情に沿った施策を行うよう、国は地方自治体の声にもっと耳を傾けていただき、地方財政のさらなる配分を行う必要があります。

よって、陳情にあります6項目全てを推進してもらうために、国に対し意見書の提出は必要であると判断し、本陳情に対する賛成意見といたします。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、「陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

政府は、令和7年度、2025年度の国、地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す旨を掲げています。この財政健全化目標の実現に向けて、地方一般財源総額実質同水準ルールを令和6年度、2024年度まで維持することとしております。令和4年度の地方財政対策においては、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の推進等に取り組みつつ、交付団体をはじめ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前述した地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持することを基本として、地方財政対策を講ずることといたしました。

地方公共団体に交付される地方交付税交付金、出口ベースではありますけれども、18.1兆円、対前年度プラス0.6兆円、地方の一般財源総額は、前年度と実質的に同水準の62兆円、対前年度とは同じということで、プラマイゼロということとしつつ、過去最高の地方税収等の見込みを背景に、折半対象財源不足を2年ぶりに解消し、臨時財政対策債の発行額を大幅に縮減するなど、地方財政の健全化に資する内容となっております。あわせて、地域デジタル社会推進費を引き続き計上し、公共施設の長寿命化や脱炭素化の取組等を支援するため、公共施設等適正管理推進事業債を延長、拡充するなど、現下の課題にも対応するものとしております。

以上、申し上げたとおり、政府与党においては、地方財政の充実強化に対し、時代に即応した対策を講じておりますので、今回の陳情には不採択といたします。以上です。

○委員【今野康敏議員】 「陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

近年、地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障費への対応、地域交通の維持、また、大規模災害を想定した防災、減災への対策事業、さらに、いまだに収束のめどが立たない新型コロナウイルス感染症対策に加え、原油高騰、ロシアによるウクライナ侵略を起因とした物価高騰による家計、地域経済への影響への対策にも直面しているところでもあります。

そのような状況の中、2022年度の国家予算を見てみますと、歳出面では、新型コロナ対策に関する予備費を2021年度と同額の5兆円を計上し、感染拡大などに備え、柔軟かつ迅速に対応できるようにしています。また、例えば教育・子育て支援では、公立小学校5、6年生を中心として、教科別に専門の教員が教える教科担任制を推進するため、教職員の950人増員など、国が教職員給与の一部を負担する義務教育費国庫負担金は1兆5015億円を計上しています。加えて、教員の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を担う教員業務支援員を、過去最高の45億円を計上し、1万650人を拡充、医療的ケア児支援に対しては26億円を盛り込み、学校現場の看護師を3000人増やす予算となっております。さらに、科学技術立国を目指し、科学技術振興費を過去最高の1兆3788億円を計上、デジタル化や脱炭素分野のほか、次世代半導体などの研究開発を推進する予算となっております。このほか、待機児童解消、ヤングケアラー支援、防災・減災、復興のためのインフラ老朽化対策、看護、介護、保育などの賃上げの後押しなどが重点配分されています。

本陳情の趣旨及び理由に、地方公共団体には子育て、医療、介護などの社会保障制度の整備が求められているとともに、人口減少をにらんだ地域活性化対策や脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など多くの役割が求められており、より積極的な地方財政確立を国に求めるとなっておりますが、先ほど例として言及しましたように、多岐にわたり地方財政にも気を配った予算

となっております。

以上のことから、「陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、採択の反対意見といたします。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【長嶋一樹議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第6号 同性パートナーシップの公的承認に関する陳情  
結 果 採 択

○委員長【長嶋一樹議員】 次に、「陳情第6号、同性パートナーシップの公的承認に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第6号、同性パートナーシップの公的承認に関する陳情」に対する意見を、採択の立場で述べさせていただきます。

神奈川県内でも、パートナーシップ制度を導入している自治体が増えているようです。実際の届出数といいますか、利用数に関していえば、都市部が圧倒的に多いように感じます。LGBTの割合の調査について、電通ダイバーシティ・ラボの2020年の調査によれば8.9%、国立社会保障・人口問題研究所の2019年の調査によると3.3%というような資料を拝見したことがあります。数が多い、少ないということではなく、生きづらい社会の課題に真正面に向き合う必要はあると考えます。

同性のパートナーシップについて、自治体で認証を受けずともサービスが受けられるようになってきています。コロナの折、病院や老人ホームの面会など、後見人であっても親族でなければ入室が認められないと、私自身、断られたこともありました。もしその入院している相手が自身のパートナーであったらと、自分事として考えるにつけ、何らかの制度が必要なのか、全て環境がお膳立てされないと一人も取り残さない社会が実現できないのか悩みました。病院などの面会の話でいえば、2人の関係性を丁寧に説明することで個別的な対応がなされることも多いです。現行の法律や制度で対応できるものも、そうでないものもありますが、今回の陳情に関してはそういったことではなくて、人としての承認欲求充足に向けての制度導入の訴えと感じました。パートナーシップの宣誓を受け、満足いく生活をしばらく生活し、そのときの気持ちを大事にしながら、そっと自治体が支えてくれるような制度も必要なのかなと感じました。

パートナーシップ制度導入に当たって、今までLGBT当事者であった方々それぞれが個人単位であったことが、同じ当事者がいて、パートナーとして社会の最小単位を構成できることの意義は大きいのではないかと思います。しかしながら、同性愛と聞いて、ネガティブな情報もあって、一番身近な親族にも打ち明けられず、認めてもらうことさえかなわず、一切連絡も取れなくなり、音信不通、縁を切られたなんていうケースもあるようです。差別や偏見のない社会の実現は、人命に関わる取組であります。制度の制定だけに満足せず、誰もが自分らしく生きることができるように、市民並びに事業者の皆様への普及啓発を進めていただくことも重要であると思います。

本市においても、性的マイノリティーに関する講座を継続的に開催してくれて

います。当事者の方々の抱える困難の解消に向けて機運の醸成を図り、アンケートでも6割の方が宣誓の取組を本市でも実施する必要があると回答されたとのことでした。

以上、「陳情第6号、同性パートナーシップの公的承認に関する陳情」に対する意見を、採択の立場で述べさせていただきました。

○委員【大山学議員】 それでは、陳情第6号について、意見を述べます。

パートナーシップ制度とは、同性カップルを婚姻に相当する関係と公認する制度で、同姓のみならず、LGBTや性的少数者の権利を守り、差別を禁止する公的制度を導入し、独自の証明書を発行し、異性間の婚姻と同様な行政、民間サービスや社会的配慮を受けやすくするような制度であります。日本においては、平成27年、東京都渋谷区と世田谷区が初めてパートナーシップ条例を導入し、その後、自治体主導でパートナーシップ制度が全国に広がっております。

パートナーシップを条例を根拠にするのがよいのか、要綱で対応するのがよいのか、議論の余地があるところですが、公営住居入居、市営住宅入居要件の緩和、各種申請書類の性別欄の見直し、婚姻カップルと同様なサービスを受けられるような要綱の見直しで対応できること、さらに、近隣市においてもパートナーシップの要綱を制定し対応しています。本来は国において、同性のみならず、LGBTなど性的少数者の権利を守るための法整備が求められるところではありますが、まず、基礎自治体が連携して対応していくことが必要です。

本市においても、令和5年度スタートに向けて準備中であるということを経由に、本陳情を採択するものとしたします。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 「陳情第6号、同性パートナーシップの公的承認に関する陳情」について、意見を述べさせていただきます。

パートナーシップ制度は、2015年4月に渋谷区で開始されたのを皮切りに、全国各地の地方自治体が取組んでおりまして、2021年1月8日時点で74の自治体で導入されております。各自治体によって、導入の時期や制度の詳細は異なるものの、いずれの自治体も首長のリーダーシップによって導入されてまいりました。パートナーシップ制度の導入のみならず、例えば福岡市では、性的マイノリティーを対象にした無料の電話相談を実施したり、大阪では性的マイノリティーへの理解を促進するための取組を行っている企業に対し、その取組の内容などに応じて、大阪市リーディングカンパニー認証書を交付したり、宝塚市では、犯罪被害者等支援条例の支援対象としてパートナーシップ制度利用者を含める条例改正をしたりと様々な取組が行われてきております。また、熊本市と福岡市は連携協定を結んでおり、一方の都市でパートナーシップ宣誓をしたカップルが他方の都市に移住した場合、引き続きその宣誓の効果が継続できることとなり、この取組は全国で初のものでございました。この取組も少しずつ拡大している状況に現在あります。

世界に目を転じてみると、同性婚を合法化する国や地域も少しずつ増加してお



ります。2001年4月のオランダを皮切りに、ベルギーやスペインといったヨーロッパ諸国、2010年7月にはアルゼンチンが中南米最初の同性婚を合法化し、その後、ブラジルやウルグアイなどがこれに続きました。アジア、オセアニア地域でも、2013年8月のニュージーランドに始まり、2017年12月にオーストラリア、2019年5月には台湾が同性婚を合法化しており、2021年4月時点で30の国と地域が同性婚を合法化しております。そして、これらの国の多くでは、同性婚の導入前にパートナーシップ制度が導入されており、これは日本の制度とは内容が異なるものの、日本の地方自治体による取組が、日本における同性婚の合法化の道を切り開く可能性を示唆しております。

さらに、パートナーシップ制度の導入を受けて、幾つかの企業がパートナーシップ制度利用者を法律上の夫婦と同じように扱う事例が出てきております。例えば携帯電話会社大手のKDDI社は、2015年7月21日に、自治体の発行するパートナーシップ証明があれば、いわゆる家族割のサービスを受けられるようにいたしました。また、航空会社大手ANAは、同性パートナーをファミリーマイルのファミリー会員に登録できる制度も導入しています。このように、LGBTフレンドリーな企業も増加しつつあります。

とはいえ、地方自治体によるパートナーシップ制度には限界があります。そもそも法律上の制度ではないため、法的な効果が基本的にはありません。そのため、法律上の夫婦に認められる諸権利、例えば相続や税制上の優遇が認められておりません。また、養子を迎えたときの親権についても共同親権を認められないなど、さらにDV防止法の適用についても、学説からは消極的な姿勢が示されております。他方で、パートナーシップ制度を導入した地方自治体の幾つかでは、制度利用者に対して公営住宅への入居を認めたり、手術に際しての同意を認めたりするところもあります。さらに、同性カップルの一方が不貞行為を行った場合に、それに対する賠償請求を容認した判決もあり、同性カップルへの保護が進んできている面も見受けられます。加えて、パートナーシップ制度の導入を受けて、その地方自治体の住民の意識の変化も見られるところであり、例えば北九州市では5年に一度実施している人権問題に関する意識調査において、関心ある人権問題という問いに対し、性同一性障がいに係る問題、性的指向に係る問題と回答した割合が、回を追うごとに上昇する傾向にあるようでございます。

よって、これらのことから、陳情第6号は採択するものと考えます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、「陳情第6号、同性パートナーシップの公的承認に関する陳情」に対して意見を述べさせていただきます。

昨年9月、伊勢原市のパートナーシップ条例制定に関する陳情について、総務常任委員会で陳情審査をする際、不採択の立場で意見を述べさせていただきました。その際、理由として、誰もが差別を意識せず、安心して暮らせる社会の構築に向けた活動が大切、しかし、陳情が求める本市の条例制定については、さらに研究調査を進める必要があり、国の動向も見ながら慎重に行うべき、本市として

は条例制定よりも要綱制定に向けて、まずは取り組んだらよいと考えると述べさせていただきました。今回は条例制定を求める陳情ではなく、同性パートナーシップの公的承認、つまり、多くの自治体が採用しているパートナーシップ制度の導入を求める陳情と理解しました。

現在のところ、本件に関して国の法整備は進んでおらず、扶養や相続、税の制度改正についてもほとんど議論されておられません。また、憲法第24条が定める「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」の「両性」は男女を意味するのか、同性は含まれないのか、依然として国の正式な定義は定まっておられません。こういった状況下ではありますが、多くの地方自治体ではパートナーシップ宣誓制度を新たに導入しており、神奈川県下で未実施なのは、本市を含めた3市3町1村となってしまいました。市町村によって制度の内容は異なるのは非常に複雑かつ煩雑であり、当事者や行政にとっても、可能であれば神奈川県全域で実施していくべきだと考えます。しかしながら、現段階として本市でもパートナーシップ宣誓制度を導入し、近隣市と相互連携をして、当事者が転居しても効力が失われない必要性があります。国が抜本的に見直す姿勢がない限り、市町村レベルで同性パートナーシップにおいて権利を行使できることは僅かになります。多様性を認め合う社会、現在苦境に立たされている性的マイノリティーの方々を少しでも救済するために、早期にパートナーシップ制度の導入を実現すべきということを申し上げまして、本陳情の賛成意見とさせていただきます。

○委員【今野康敏議員】 私からも、「陳情第6号、同性パートナーシップの公的承認に関する陳情」について、意見を述べさせていただきます。

同性カップルが利用できるパートナーシップ制度は、1989年、デンマークから始まり、欧米を中心に90年代から2000年代に広がりました。この制度が広がる背景には、LGBTへの差別や偏見を是正する人権運動の世界的高まりがあります。2001年にオランダで同性カップルによる婚姻が始まり、2010年代には同性婚を認める国が増え、本年2022年7月には31か国（地域）となるようであり、そのうち27か国は南北アメリカ、西ヨーロッパの国々で、アジアでは2019年に導入した台湾のみとなっており、先進7か国（G7）で同性婚やそれに準ずる制度がないのは日本だけなのが現状であります。

そのような状況下、日本においては、ここ数年、LGBTなど性的少数者カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度を導入する自治体が全国で増えております。パートナーシップ制度は、自治体がLGBTカップルに対して、2人の関係が結婚と同等であると承認し、証明書などを発行するもので、国内で同性婚が認められない中、2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区で、日本初となるパートナーシップ制度が始まりました。制度の詳細は自治体により異なりますが、公営住宅に家族として入居が認められたり、パートナーが病院に救急搬送された際、家族として面会できるなどの配慮は得やすくなります。さらに、地方自治体の取組としては、電話相談や交流スペースの設置など、孤立しがちな当事者を支える取組、性の多様性を理解するための小中学校等での教育、性的マイ

ノリティーについての普及啓発など、住民に対する意識啓発に着目した取組など、条例制定以外の取組も大切と考えます。他方、いずれの自治体の取組は、相続や税制、在留資格など法的拘束力がないため、必要な法整備に向けての国会での議論を注視していく必要もあります。いずれにしても、性的少数者の方々が差別される社会を次世代に残してはならない。そのために、様々な考え方の合意形成に粘り強く取り組み、多様性を尊重する、誰一人取り残さない社会を築くことが重要であります。

以上の観点により、「陳情第6号、同性パートナーシップの公的承認に関する陳情」について、採択の賛成意見といたします。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【長嶋一樹議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時10分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和4年6月9日

総務常任委員会

委員長 長嶋一樹